

## R5年度の入学料免除（猶予）・授業料免除（猶予）制度の対象一覧

区分			本学の減免・猶予制度 (新ルール・所得割基準)				国の「高等教育の修学支援新制度」	
国籍	学部・院	学年 (R5年度時点)	入学料免除	入学料徴収猶予	授業料免除	授業料徴収猶予	入学料免除	授業料免除
日本（注1）	学部生	1年生	×	○	×	○	○	○
		2～4年生	×	×	×	○	×	○
		3年次編入生	×	○	×	○	○	○
	大学院生	1年生	○	○	○	○	×	×
		2年生以上	×	×	○	○	×	×
日本以外	学部生	1年生	○（注2）	○	○	○	×	×
		2～4年生	×	×	○	○	×	×
		3年次編入生	○（注2）	○	○	○	×	×
	大学院生	1年生	○	○	○	○	×	×
		2年生以上	×	×	○	○	×	×

（注1）外国籍のうち、下記の方も含まれる。

1. 法定特別永住者
2. 在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人
3. 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

（注2）ただし、入学前1年以内に学資負担者が死亡又は風水害等の被害を受けた者に限る。